

報告第22号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年10月29日 報告

守谷市長 松丸修久

報告	頁数
22号	1

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年9月19日

守谷市長 松丸修



1 和解の相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○○○○

2 和解の内容

(1) 事故発生日時

令和6年6月24日 午後0時10分頃

(2) 事故発生場所

守谷市御所ヶ丘五丁目15

(3) 事故の概要

御所ヶ丘小学校の駐車場脇に植樹してある桜の木の太枝が
朽ちてしまい、駐車していた乗用車近辺に落下。太枝が乗用車
に接触しドア付近を損傷させた。

(4) 損害賠償額

208,263円

報告	頁数
22号	2